津南町との新たな電力連携について

1 主旨

区は、世田谷区環境基本計画(後期)において脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざしている。

こうした中、令和3年2月に内閣官房がオンラインにて開催した「国・地方脱炭素実現会議」第1回ヒアリングにて新潟県の津南町長より豊富な自然エネルギー資源の活用について検討している旨の発言があり、津南町へ新たな電力連携に向けた検討を依頼し調整を進めてきた。

このたび、事務調整が整ったため、協定を締結し、区内での津南町産電力の利用を進める。あわせて、電力連携をきっかけとして地域交流をめざす。

2 協定の締結について

「津南町と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定」

- (1)締結日 令和3年8月19日(木)
- (2)協定文 別紙のとおり
- (3)締結の方法 Zoom を利用して行う(区側会場 庁議室)

3 連携事業の内容

(1)発電施設 小水力発電「雑水山(ぞうみずやま)第2発電所」

・所 在 地 新潟県中魚沼郡津南町大字中深見甲5140-1

・出力規模 最大39kW

・年間発電量 約23万 kWh(平成27年稼働開始)

· 発電事業者 津南町

・小売電気事業者 今後発電事業者にて選定予定

(2)電力供給先

津南町の要望を踏まえ、保育施設運営事業者への呼びかけを行うとともに、区内事業者へ電力購入案内を行う。

(3)地域交流

津南町の特産である農産物を活かした交流を行う。

4 今後のスケジュール

令和3年 8月 津南町との協定締結

11月 区内事業者へ電力購入案内

11月以降 区のおしらせにて新たな連携について周知

津南町産電力使用開始

(案)

津南町と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた 連携・協力協定

津南町(以下「甲」という。)と世田谷区(以下「乙」という。)は、津南町における 自然エネルギーを活用した電力を通じ、相互の更なる連携と交流(以下「電力連携」とい う。)を目的として、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、電力連携に係る甲及び乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力)

- 第2条 甲及び乙は、下記の事項について相互に協力するものとする。
 - (1)電力連携を通じた津南町と世田谷区とを結ぶ仕組み
 - (2)前号に掲げる事項を調整するための協議の実施
 - (3)前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

(協議)

第3条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施や内容について必要な事項は、その都 度甲乙協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和3年8月19日

- 甲 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地 津南町 津南町長 桑原 悠
- 乙 東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1番 2 7号 世田谷区 世田谷区 保坂 展人